

諮問番号：諮問第286号

答申番号：答申第286号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

SNSを通じてA社で借金して投資するよう誘導されたが、投資による利益を全く受け取っておらず、結果として借金500,000円だけが残るという詐欺被害に遭った。また、返金するからと言われて手数料計146,000円を3回にわたってだまし取られるという二次被害にも遭った。

A社に返金しなければならないので、本件処分による返還金387,591円を支払うことはできない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分の適用、返還決定額及び返還対象期間については、法令及び国からの通知等に則って適切に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、法第63条の適用に違法又は不当な点がないか否かにあるので、以下判断する。

(1) 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年7月25日判決参照）。

審査請求人は、上記第2の1のとおり、詐欺の被害に遭い、A社に借金500,000円を返金しなければならないので、本件処分による返還金387,591円を支払うことはできない旨を主張しているのに対し、処分庁は、審査請求人がA社から貸付金を受領した時点で法第63条の「資力」が発生し、その時点から同条の規定による費用返還請求権は抽象的に発生しているため、当該貸付金を詐欺によりだまし取られたとしても、その用途は法第63条の成否とは無関係な事情である旨を主張している。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、適切に本件就労外収入の収入認定及び自立更生費の控除の可否の検討を行った上で、自立更生費の控除をしないで本件就労外収入の全額を収入認定することを決定していることが認められる。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

## (2) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年6月20日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年12月23日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

裁判例（福岡高等裁判所令和元年7月25日判決）に照らすと、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解すべきである。

審査請求人は、詐欺の被害に遭い、A社に借金を返金しなければならないので、本件処分による返還金を支払うことはできないと主張しているのに対し、処分庁は、審査請求人が貸付金を受領した時点で法第63条の「資力」が発生し、その時点から同条の規定による費用返還請求権は抽象的に発生しているため、当該貸付金を詐欺によりだまし取られたとしても、その用途は法第63条の成否とは無関係な事情であると反論している。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、適切に本件就労外収入の収入認定及び自立更生費の控除の可否の検討を行った上で、本件就労外収入の全額を収入認定することを決定していることが認められる。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

また、本件処分に影響を与えるその他の事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して

は弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 平岩 みゆき

委員 吉岡 秀樹